

償却資産Q & A

申告全般

Q 1	以前から事業を行っていましたが、償却資産申告書が初めて送られてきました。 申告しなければならないのでしょうか? また、送られてこない場合は申告をしなくてもいいのでしょうか?
A 1	登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。 申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人・個人は、償却資産の申告を自ら行う義務があります。 このホームページや手引をご覧になり、申告をお願いいたします。
Q 2	毎年、税務署へ法人税（又は所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのはなぜですか？
A 2	税務署への申告は「法人税または所得税（国税）」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。 一方、今回申告いただく償却資産の申告は「固定資産税（市町村の税）」としての申告ですでの、税務署（国）とは別に市へ償却資産の申告が必要です。
Q 3	法人税・所得税は非課税です。償却資産の申告をしなければならないですか？
A 3	償却資産をお持ちであれば、申告が必要です。例えば、社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮等の福利厚生施設は、固定資産税の課税対象となります。 ただし、地方税法で定められた一定の資産について固定資産税は非課税です（別途非課税申告が必要）。 なお、非課税となるのは、非営利法人（社会福祉法人、公益財団法人、学校法人等）所有の償却資産すべてではなく、地方税法で定められた一定の資産のみです。詳しくは、資産税課までお問合せください。
Q 4	八代市内に不動産を所有し、不動産業や小売業を営んでいますが、毎年固定資産税は支払っています。今まで償却資産の申告をしたことはありませんが、私も償却資産の申告をしなければならないのでしょうか？
A 4	償却資産をお持ちであれば申告が必要です。固定資産税は、「土地」「家屋」の課税対象のほかに「償却資産」から成り立っています。
Q 5	昨年と資産は同じです。申告書は提出しなければいけませんか？
A 5	地方税法で、毎年1月1日で所有の資産について、申告をしなければならないこととなっています。よって、資産に異動はなくとも、申告をお願いします。 もし、申告書の提出がない場合で一品申告の場合は、前年度に償却資産の台帳に記載した資産を当該年度も所有しているとみなし、償却資産課税台帳に登録します。
Q 6	本支店があるのですが、償却資産の申告は、本店所在地の他市町村にしています。 八代市にも申告が必要ですか？
A 6	償却資産の申告は、償却資産所在地の市町村に行う必要があります。八代市内に償却資産がある場合は、八代市にも申告が必要です。
Q 7	複数で所有している資産の申告はどのようにすればよいですか？
A 7	単独所有の資産とは別に申告が必要です。その際は、共有者のうち代表者を決めて、「代表者名 外〇名」として申告をしてください。 共有者で按分した取得価額での申告はできませんので、御注意ください。 固定資産税がかかる場合は、単独名義の納付書とは別に「代表者名 外〇名」という表示で納付書を作成いたします。

償却資産の申告対象と申告額

Q 8 太陽光発電を設置しました。この太陽光発電は申告が必要でしょうか？

A 8 屋根材型以外の太陽光発電（例：屋根に上乗せ型や野立て型）を事業で使用していれば、太陽光発電の種類（「住宅用」「事業用」）に関係なく、申告が必要です。
その太陽光発電が屋根材の場合は、家屋としての評価対象になり、事業用資産として評価しませんので、償却資産としての申告は不要です。

Q 9 事業用の建物（店舗・アパート）を所有しています。どのようなものが申告対象ですか？

A 9 建物の本体は、固定資産税の家屋として評価します。建物として評価しない、受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、外構工事や広告塔などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。
固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別（見積等から、償却資産部分の取得価額を算出）して申告が必要なので御注意ください。

Q 10 事務所等を借りて営業をしています。テナントで取付けた設備は誰が申告するのですか？

A 10 テナント入居者が行った内装工事・電気工事等は、そのテナントの入居者が申告してください。

Q 11 25万円の機械を購入しましたが、法人税の申告では租税特別措置法の規定により、損金算入しました。この機械についても償却資産の申告が必要でしょうか？

A 11 申告が必要です。中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、取得額の全額を損金算入できる特別措置が講じられていますが、これは国税（法人税・所得税）における措置であり、固定資産税（償却資産）では適用されません。
少額資産については、このホームページをご覧いただぐか、手引P 6の『少額資産の取扱いについて』をご覧ください。

**Q 12 50万円の補助金交付を受けて、100万円の備品を購入しました。法人税の申告では圧縮後の取得価額で処理しています。
償却資産の申告ではいくらで申告すればよいでしょうか？**

A 12 固定資産税（償却資産）では、圧縮記帳の制度は認められていません。
圧縮前の取得価額である100万円で申告をしてください。

Q 13 取得価額は、消費税込みですか？

A 13 税務会計上、採用している経理方式によることとなります。
法人税・所得税で、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの取得価額で、税込経理方式を採用している場合は消費税込みの取得価額で申告してください。

マイナンバー関係

**Q 14 個人事業主が個人番号を記載した申告書を提出する場合、「本人確認」が必要とのことです
が、どの様なものが確認書類となりますか？**

A 14 「本人確認」には、番号確認（正しい番号であることの確認）と身元確認（申告を行う方が個人番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認があります。個人番号カード（マイナンバーカード）であれば、1枚で両方の確認が出来ます。その他の番号確認書類として、通知カードと住民票の写し（個人番号記載のもの）がありますが、身元確認のために別途、運転免許証やパスポート等の本人確認資料が必要です。その他にも様々な確認書類がありますので、詳しくは市ホームページで確認されるか、お問い合わせください。

また、郵送の場合は確認書類の写しを添付ください。なお、郵便事故等による個人番号漏洩がご心配の方は、簡易書留等の利用をお勧めします。

申告誤りが多い事例

申告誤りが多い事例は、次のようなものがあります。

例年1月に償却資産の申告をしていただいておりますが、その際には過去1年の資産の異動だけではなく、過去に購入した資産や廃棄資産についても確認をお願いします。

①太陽光発電の申告もれ

太陽光発電の種類（「住宅用」「事業用」）に関係なく、また損金算入の有無にかかわらず、事業で使用していれば申告が必要です。



設置者	余剰買取 (発電された電力を自家用・事業消費用に充て、残った電力を電力会社に売却)	全量買取 (発電された電気の全量を電力会社に売却)
個人 (住宅用)	【課税対象外】 専用住宅の屋根に設置などで、個人住宅への利用を目的とした資産である場合。	
個人 (事業消費用)	【課税対象】 店舗やアパート、農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を使用している場合は、売電されているか否かにかかわらず、事業用資産に該当する。	【課税対象】 収益を得ることを目的としているため、 <u>国税の損金算入の有無にかかわらず、事業用資産に該当する。</u>
法人	【課税対象】 売電されているかいないかにかかわらず、事業用資産に該当する。	

なお、この太陽光発電については、特例に該当しつつ特例申請をすれば税額が軽減されます。特例申請にあたっては、特例申請書と下記の書類を添付してください。

取得時期	特例の対象となる資産	添付書類
平成28年4月1日から 令和8年3月31日までに 取得	再生可能エネルギー事業者支援事業費交付決定を受けて取得した 自家消費型太陽光発電設備※	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

※固定買取制度の認定を受けて取得された太陽光発電設備を除きます。

〔留意点〕

- 太陽光発電設備設置に伴う、「フェンス工事」、「蓄電池」なども償却資産の申告対象です。ただし、フェンス工事部分は、税額の軽減対象ではありません。
- 屋根瓦材が太陽光発電設備の場合、この太陽光設備は「家屋」での課税対象ですので、償却資産の申告対象ではありません。

②建物の所有者が行った建物設備工事等

既存の自己所有家屋の老朽化や用途変更、改装等に伴い建設設備が更新されたり新たに付設された場合、この家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建設設備は「家屋の対象」になりますので、償却資産の対象ではありません。

ただし、特定の生産活動を行うために必要な設備は、
償却資産の対象です。

償却資産



受変電設備（キューピクル型）

③建物所有者以外の方（テナント）が行った建物設備工事等

家屋の附帯設備で、建物の所有者以外の方（以下「テナント」という。）が事業を行うために取り付けたものは、償却資産の申告が必要です。

本来は、家屋と一体となった建物設備は、「家屋の一部」に該当し民法の規定により家屋の所有者が所有権を取得することになりますが、当該家屋の所有者にとっては自らが取り付けたものではなく、その使用収益はテナントに帰属すると考えられるため、当該取り付けた資産についてはテナントを所有者とみなして、附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして、テナントに課税することになります。

④小型特殊自動車・・・軽自動車税対象（トラクター・コンバインなど）

小型特殊自動車は、軽自動車税の対象ですので、償却資産の申告はいりません。

トラクター、コンバインや乗用型の田植機は小型特殊自動車になるので、償却資産申告の対象ではありません。しかし、軽自動車税の登録は別に必要です。

他にも、乗用車両タイプの野菜移植機・防除機・管理機は、小型特殊自動車に該当することの方が多いです。

小型特殊自動車と大型特殊自動車の区分は、構造・大きさ・最高速度で区分されています。詳しくは、次の表のとおりです。

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
		自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時を超えるもの	① 長さ4.70m以下 ② 幅 1.70m以下 ③ 高さ2.80m以下 の 3つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。			大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの	—	—	—	—	—
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
		最高速度35km/時以上のもの	—	—	—	大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車となり、償却資産に該当します。

⑤カーナビやトラクターのアタッチメント（ローリー、モア、ハロー、パワーデスク等）

本体が自動車税や軽自動車税の対象である車やトラクターの付属品は、償却資産の申告は不要です（例：車のカーナビや、トラクターアタッチメント）。ただし、取り外して利用できる携帯型カーナビは、償却資産の申告が必要です。

近年農機具の多様化から、資産の名称からだけでは償却資産に該当するかわからないものが増えてきています。

(例) 管理機			
形状・種類	トラクター アタッチメント	歩行型	乗用型 (小型特殊自動車)
軽自動車税	× 対象外	× 対象外	○ 対象
償却資産（固定資産）	× 対象外	○ 対象	× 対象外

⑥賃貸業（不動産業）関係の申告もれ

自らが事業を行わなくても、償却資産を他のものに貸し付けている場合、その償却資産は課税対象です。

また、「農業と不動産業」「小売業と不動産業」など、複数の事業を行っている場合、不動産業分の申告もれがある場合がありますので、不動産業分についても申告をお願いします。

⑦福利厚生施設の器具備品・構築物の申告もれ

事業用資産には、自己の営む事業のために使用するものに限らず、企業の所有する社宅・寮その他福利厚生施設などの器具備品・構築物なども含みますので、償却資産の申告が必要です。

⑧店舗・アパート等の外構部分の申告もれ

固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を、税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は建物本体とは区別して申告が必要です。



⑨補助金をもらって事業用資産を購入・・・取得額の誤り

固定資産税は、固定資産の価額、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するものです。固定資産のうち、償却資産は「取得した価額と耐用年数」で課税標準額を算出します。

よって、適切な時価を算出の基となる「取得した価額」は、手出しの額ではなく購入額になります。

全額補助金をもらって取得した事業用資産も購入額での申告が必要です。

⑩少額資産の申告もれ

国税と固定資産税（償却資産）では、少額資産の取扱が異なります。

中小企業者等の少額資産（租税措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか）については、国税での特例で、償却資産（固定資産税）には適用はありません。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の対象となります。

⑪簿外資産・償却済資産の申告もれ

固定資産台帳や国税の減価償却明細に記載していない資産でも、事業で使用していれば申告が必要です。

⑫共有所有の償却資産

共有物についての償却資産は、単独所有の物とは別に、共有者との連名で申告をお願いします。その際には、共有者のうち代表者を決めてください。

⑬八代市外に資産を所有

償却資産（固定資産税）は、その償却資産がある市町村に申告しなければなりません。たとえば、本支店がある会社で本社が八代市内にあっても、すべての償却資産を八代市に申告せず、償却資産がある市町村ごとに申告をしてください。